

ひたちなか市人事行政の運営等の状況の公表

ひたちなか市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第3号）第5条の規定に基づき、ひたちなか市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

令和7年11月25日

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者数の状況

①採用の状況（令和6年度）

職 種	申込者数	受験者数 a	最終合格者 b	採用者数	倍率(a/b)
事 務【大学卒業程度】	153	132	22	18	6.0
事 務【高校卒業程度】	25	23	6	3	3.8
土 木【大学卒業程度】	3	2	1	1	2.0
土 木【高校卒業程度】	4	4	0	0	－
建 築【大学卒業程度】	3	3	1	0	3.0
建 築【高校卒業程度】	1	0	0	0	－
電 気【大学卒業程度】	5	5	1	1	5.0
電 気【高校卒業程度】	1	0	0	0	－
保 健 師	4	3	1	1	3.0
保 育 士	14	14	3	3	4.7
調 理 員	6	6	2	2	3.0
合 計	219	192	37	29	5.2

②退職者数の状況（令和6年度）

区 分	定年	勸奨	その他	計
行政職員	9	2	15	26
幼稚園教諭	0	0	1	1
技能労務職員	1	0	0	1
合 計	10	2	16	28

※1 行政職員とは、一般行政職員と企業職員をいいます。

※2 技能労務職員とは、清掃員、給食調理員等をいいます。

※3 勸奨とは、勤続10年以上の50歳以上の職員が定年前に退職することです。

(2) 職員数の状況

区 分	職員数（人）		
	R7.4.1	R6.4.1	対前年増減数
行政職員	899	896	3
幼稚園教諭	15	15	0
技能労務職員	32	31	1
合 計	946	942	4

※ R7.4.1現在の職員数は、常勤の職員で、県等へ派遣している職員及び暫定再任用職員（21人）を含み、会計年度任用職員及び短時間勤務の暫定再任用職員（6人）を除いています。

(3) 職員再任用の状況

区 分	職員数（人）		
	R7. 4. 1	R6. 4. 1	対前年増減数
行政職員	24 (19)	21 (17)	3 (2)
幼稚園教諭	0 (0)	0 (0)	0 (0)
技能労務職員	3 (2)	4 (2)	△1 (0)
合 計	27 (21)	25 (19)	2 (2)

※（ ）内は、常勤の職員数です。

2 人事評価の状況(令和6年度)

対象者	評価期間及び評価方法
全職員	・評価期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 ・評価方法 業績評価及び能力評価

※ 人事評価により、職員に割り当てられた職務と責務に応じて、職員の業績及び能力について公正かつ的確に評価を行い、職員の任用、給与、分限その他の人事管理及び人材育成の基礎資料として活用しています。

3 職員の給与の状況

(1) 平均給料月額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均給料月額（円）	平均年齢
行政職員	324,800	42歳2か月
幼稚園教諭	326,800	46歳1か月
技能労務職員	274,400	51歳7か月

(2) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年（円）	経験年数 15 年（円）	経験年数 20 年（円）
行政職員	大学卒	285,900	303,500	336,200
	高校卒	249,600	270,800	312,000

※ 経験年数とは、学校卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合は採用後の年数をいい、採用前に他に職歴などがある場合はその期間を換算して採用後の年数に加えた年数をいいます。

(3) 初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	学 歴	金額（円）
行政職員	大学卒	225,600
	高校卒	194,500
幼稚園教諭	大学卒	225,600
	短大卒	210,600

(4) 職員手当の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	内 容																		
扶養手当	・配偶者 月額 3,000 円（行政職 8 級の職員は 0 円） ・子 1 人につき 月額 11,500 円 ・父母等 1 人につき 月額 6,500 円（行政職 8 級の職員は 3,500 円） ※ 扶養親族である子のうち満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき月額 5,000 円加算																		
住居手当	賃貸物件(アパート等)に住んでいる職員に対し、家賃に応じて月額 28,000 円を限度に支給しています。																		
通勤手当	・電車・バス等利用者 6 か月定期の価額を基本として 1 か月当たり 150,000 円を限度に支給しています。 ・自動車等利用者 片道 2 km 以上で自動車等を利用して通勤する職員に使用距離に応じて月額 2,000 円から 34,600 円を支給しています。																		
期末手当 勤勉手当	民間のボーナスに当たる期末手当及び勤勉手当は、年間で 4.6 月分となっており、これを年間 2 回に分けて支給しています。 <table><tr><td></td><td>期末手当</td><td>勤勉手当</td><td>合計</td></tr><tr><td>6 月期</td><td>1.25 月分</td><td>1.05 月分</td><td>2.3 月分</td></tr><tr><td>12 月期</td><td>1.25 月分</td><td>1.05 月分</td><td>2.3 月分</td></tr><tr><td>合計</td><td>2.5 月分</td><td>2.1 月分</td><td>4.6 月分</td></tr></table>				期末手当	勤勉手当	合計	6 月期	1.25 月分	1.05 月分	2.3 月分	12 月期	1.25 月分	1.05 月分	2.3 月分	合計	2.5 月分	2.1 月分	4.6 月分
	期末手当	勤勉手当	合計																
6 月期	1.25 月分	1.05 月分	2.3 月分																
12 月期	1.25 月分	1.05 月分	2.3 月分																
合計	2.5 月分	2.1 月分	4.6 月分																
退職手当	茨城県市町村総合事務組合の退職手当条例に基づき、給料、勤続年数等に応じて支給しています。																		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定する職員（課長補佐級以上）に月額 32,500 円から 84,700 円までを支給しています。																		
時間外勤務 手当	正規の勤務時間の外に勤務することを命じられた職員に、その勤務した時間数に応じて1時間当たりの給与額に100分の125から100分の175までの範囲内の割合を乗じて得た額を支給しています。																		
特殊勤務 手当	危険物取扱手当等、危険、不快、不健康又は困難な業務等に従事した職員に支給しています。 <table><tr><td rowspan="2">7 年度</td><td>職員全体に占める手当支給職員の割合</td><td>11.6 %</td></tr><tr><td>手当の種類（手当数）</td><td>11 種類</td></tr><tr><td rowspan="2">6 年度</td><td>職員全体に占める手当支給職員の割合</td><td>13.8 %</td></tr><tr><td>手当の種類（手当数）</td><td>10 種類</td></tr></table>			7 年度	職員全体に占める手当支給職員の割合	11.6 %	手当の種類（手当数）	11 種類	6 年度	職員全体に占める手当支給職員の割合	13.8 %	手当の種類（手当数）	10 種類						
7 年度	職員全体に占める手当支給職員の割合	11.6 %																	
	手当の種類（手当数）	11 種類																	
6 年度	職員全体に占める手当支給職員の割合	13.8 %																	
	手当の種類（手当数）	10 種類																	
地域手当	平成18年4月から、給与構造改革による基本給の引き下げに伴い、地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映させるよう創設した手当です。 令和7年4月1日時点のひたちなか市の支給率 6%																		

(5) 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	給料・報酬の月額(円)		期末手当	
市 長	給料	963,000	6 月期 1.725 月分 12 月期 1.725 月分	
副市長		778,000		
教育長		710,000		
水道事業管理者		705,000		
議 長	報酬	541,000	計 3.45 月分	
副議長		504,000		
議 員		470,000		

4 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(令和7年4月1日現在)

正規の勤務時間	休憩時間
7時間45分／日 午前8時30分～午後5時15分 (参考) 国家公務員 7時間45分／日	正午～午後1時00分

※ 施設等においては、上記の勤務時間と異なる場合があります。

(2) 休 暇(令和7年4月1日現在)

年次休暇	・ 1月1日を基準として、1年について20日間 ・ 年の中途において新たに職員となる者等は、当該年における在職期間に応じた日数（例：4月1日採用者は15日）
療養休暇	・ 職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 ・ 90日以内において必要と認める期間
特別休暇	・ 選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして、規則で定める場合に必要と認める期間
介護休暇	・ 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母又は生計を一にする親族で、負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 ・ 連続する6か月の期間内において必要と認められる期間 ・ 勤務しない期間(時間)は無給

5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(令和6年度)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	20	0	20
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	20	0	20

※ 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保という目的から、一定の事由がある場合に、職員の意に反して行う免職や休職などの処分です。

(2) 懲戒処分者数(令和6年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	1	0	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	2	0	0	0	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1	0	2	0	3
合 計	3	0	3	0	6

※ 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に制裁として行う処分です。

6 職員の服務の状況

(1) 育児休業の取得者数(令和6年度の新規取得者)

	育児休業 取得者数	承認期間別の内訳					
		6 月以下	6 月超え ～1 年以下	1 年 ～1 年 6 月	1 年 6 月 ～2 年	2 年 ～2 年 6 月	2 年 6 月 ～3 年
男性職員	15	15	0	0	0	0	0
女性職員	16	0	5	6	2	2	1

※ 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定に基づき、職員は、3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで育児休業をすることができます。育児休業の期間中は、給与は支給されません。

(2) 介護休暇の取得者数(令和6年度の新規取得者)

区 分	介護休暇取得者数
男性職員	0
女性職員	0

7 職員の退職管理の状況(令和6年度)

区 分	退職者数	退職後の就労状況(人)				
		再任用職員	会計年度 任用職員	外郭団体等	その他の団体 (民間企業等)	自営業又は未就労
行政職員	26	7	0	0	7	12
幼稚園教諭	1	0	0	0	1	0
技能労務職員	1	1	0	0	0	0

8 職員の研修の状況(令和6年度)

体系区分	研 修 名 等	受講者数
自主研修	e-ラーニング 資格取得助成等	16
ベーシック研修 (実務研修・教養研修)	コーチング研修	30
ステップアップ研修 (階層別研修)	市実施階層別研修	304
パワーアップ研修 (市実施特別研修 ・派遣特別研修)	重点課題行政セミナー，政策課題研究研修， 茨城県自治研修所派遣，市町村中央研修所派遣， 自治大学校派遣等	132

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利制度

○ひたちなか市職員共済会（令和6年度）

地方公務員法第42条の規定に基づき，職員の相互共済及び福利厚生を目的として設置しています。

主な事業	事業内容	事業費総額 (千円)	市補助金額 (千円)	公費率
福利厚生事業	職員体育大会開催，各種人間ドック受診助成事業等	37,462	8,568	25.5%
共済事業	傷病見舞金，災害見舞金，死亡弔慰金等			

※ 市補助金は，各種人間ドック受診助成事業に充てています。

(2) 公務災害認定件数(令和6年度)

認定件数
12

(3) 利益の保護の状況(令和6年度)

区 分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する審査請求	0

※ 地方公務員法第46条又は第49条の2の規定に基づき，公平委員会に対して行う措置要求又は審査請求の状況です。